

公益財団法人日本少年野球連盟 和歌山県支部 規約

第 1 章 総 貞

(名称)

第 1 条 本支部は、公益財団法人日本少年野球連盟「和歌山県支部」と称する。

(事務局)

第 2 条 本支部の事務局は、支部事務局宅に置く。

(目的)

第 3 条 この支部は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「連盟」という。）定款に基づき、連盟の趣旨に則り、その目的および事業を推進するため、所属チームの動向の常時完全把握と、連盟の指示または通告事項の伝達と、その徹底を期することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 連盟の目的および趣旨に沿った定款の遵守並びに品位保持の管理
2. 所属チームの親善試合、練習試合または地区大会開催の場合の指導と管理
3. 傷害保険に関する加入並びに給付請求業務の指導
4. 新規加盟申込の受付および資格審査と推薦
5. 連盟負担金の徴収と納入業務
6. 選抜チーム編成の場合の選考
7. その他前条目的達成のために必要と認められる一切の業務

(分担金)

第 5 条 支部業務運営のために必要と認められるときは、支部理事会の議決により、所属チームに支部分担金を課すことができる。但し、単位チームの負担過重とならないよう留意しなければならない。

(役員)

第 6 条 本支部は、以下の理事によって構成される。

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 支部担当連盟理事 | 1名 |
| 2. 支部長 | 1名 |
| 3. 顧問 | 若干名 |
| 4. 副支部長 | 若干名 |
| 5. 支部事務局 | 1名 |
| 6. 会計理事 | 1名 |
| 7. 支部理事 | 数名 支部内チーム代表及び支部会で選任された理事 |
| 8. 監査 | 2名 |
| 9. 審判長 | 1名 |
| 10. 各委員長(関西ブロック委員) | 各1名(総務、会計、行事、広報・IT、ライセンス、審判) |
| 11. 和歌山県少年硬式野球協会会长 | 1名 |

(役員の選出)

第 7 条 チーム代表は理事とし、他の支部理事および監事は支部理事会において選任する。

支部長は支部および連盟より推薦を受けた者のうちから連盟理事会において選出し、連盟理事会の承認を得なければならない。

ただし、連盟理事会は必要に応じて支部長を特命することができる。

(役員の任期)

第 8 条 1. 役員の任期は2年とし、再選兼任を妨げない
2. 補欠または増員により選任された役員は、前任者の残任期間と同じとする。
3. 役員は、この連盟の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中といえども連盟理事会の議決により、これを解任することができる。
4. 会計理事は任期を2年とし、2期迄とする。
5. 支部長、副支部長、支部審判の定年は満70歳とする。

(役員の任務)

第 9 条 1. 役員の任務は、連盟の定款に準じる。但し、会長・副会長は、それぞれ支部長・副支部長と読み替えるものとする。
2. 支部担当連盟役員は、支部運営を監督、指導する。
3. 選手がユニホーム着用で参加する会議および行事においては、全役員の服装は正装とする。

但し、支部長から特に指示がある場合は除く。

(執行機関)

第10条 この支部の執行機関は支部理事会とする。

(会計年度および事業年度)

第11条 会計年度および事業年度は、いずれも毎年1月1日に始まり12月31日終わる

(予算および決算の届出)

第12条 支部予算および支部決算については、支部理事会において承認を受け
支部予算は、毎年10月末日までに
支部決算は、毎年1月末日までに連盟に届けなければならない。

(役員名簿の提出)

第13条 この規約にもとづく支部役員が選出された場合には、その役員名簿を遅滞なく連盟に提出しなければならない。(毎年1月上旬)

(構成員の義務)

第14条 チームおよび選手は日常から連盟の目的を指針として行動しなければならない。
特に、選手の行動については、すべて、選手の所属する支部およびチームが、直接、厳しく指導、監督する義務があり、事故防止、安全性確保のために、その責任一切は、支部並びにチームが負うものとする

(連盟定款の準用)

第15条 この規約に定めない事項に関しては、すべて連盟定款を準用し、連盟定款に定めないものについては、支部理事会の議決によって決する。

第2章 支部理事会（代表者会）

(定足数)

第16条 支部理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(支部理事会の決議事項)

第17条 (1) 一般決議

1. 支部担当連盟理事および各チーム代表を除く理事の選出。
 2. 予算及び決算の承認。
 3. 日常活動の運営（役員会と代表者会の職務分割の判断は支部長が行う）。
- (2) 特別決議
1. 規約の変更。
 2. 第15章の賞罰に関する事項。

(議決)

第18条

1. 支部理事会の議事は、出席理事の2分の1以上の多数をもって決する。
但し特別決議は出席理事数の3分の2以上の多数をもって決する。
2. 支部担当連盟理事および各チーム代表を除く理事の選出において複数名による決選投票となつた場合は、過半数の得票により決する。（オリンピック開催地決定投票方式）
3. 議決は、挙手、拍手もしくは無記名投票によって行う。

(表決権)

第19条

1. 理事は、支部理事会において各1個の表決権を有する。
2. やむを得ない理由のため、代表者会に出席できないときは、他の理事を代理人として、評決を委任することが出来る、但しこの場合は、あらかじめ支部長宛に委任状を提出しなければならない。
3. 委任状を提出した理事は、代表者会に出席したものとみなす。
4. 各チーム代表はやむを得ない場合、副代表またはチーム役員を代理とすることが出来る。
この場合、該当理事の表決権等の権利は代理人に与えられる。

(代表者会の議事録)

- 第20条 1. 代表者会においては、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1) 代表者会の日時場所
 - 2) 理事数及び出席者数
 - 3) 出席者名
 - 4) 検討事項
 - 5) 決議事項
2. 議事録は、議長の指名した者がこれを作成する。

第3章 役員

(役員の種類)

- 第21条 理事のうち、支部担当連盟理事、顧問、監査、連盟出向理事、各チーム代表以外のものを役員とする。

第4章 役員会

(構成)

- 第22条 1. 本支部の役員会は、前条の理事をもって構成する。
2. 支部担当連盟理事、顧問、監査、連盟出向理事は、役員会に出席して意見上述が可能。
 3. 各委員会および部の長は、役員会に出席して意見を述べることが出来る。
 4. 支部長は、連盟関係者、支部構成員または支部構成員以外の識者を役員会で意見聴取が可能。

(召集)

- 第23条 役員会は、必要に応じて、支部長が召集する。

(運営)

- 第24条 役員会の運営は代表者会に準ずる。

(役員会の職務)

- 第25条 1. 原則的に代表者会に上程する議題は役員会の検討を必要とする。
2. 代表者会の決議を要しない事項や、支部の日常的な運営を行う。

第5章 委員会

(委員会の種類)

- 第26条 1. 本支部は、代表者会の承認を受けて以下の委員会および部会を設けることが出来る。
- 1) 総務委員会
 - 2) 広報・IT委員会
 - 3) 和歌山大会実行委員会
 - 4) ライセンス委員会（旧登録委員会）
 - 5) 審判部会
 - 6) 新規加盟希望チーム審査委員会
 - 7) 監督部会
 - 8) その他代表者会にて必要とされた委員会および部会。
2. 各委員会および部会の構成員は、支部構成員に限らない。

(運営)

- 第27条 委員会の運営は代表者会に準ずる。

第6章 会計

(財源)

第28条 本支部の会計は、所属チーム負担金、連盟からの支部還元金および協賛金を充てる。

(負担金等)

第29条 所属チームおよび新規加盟チームは次の負担金を納入しなければならない。

項目	金額	納入時期	納入先	納入額	支部還元金
1. 加盟金	50,000円	加盟時	連盟	50,000円	0円
2. チーム登録金	中学生の部 30,000円	1月	〃	20,000円	10,000円
	小学生の部 20,000円		〃	10,000円	10,000円
3. 指導者登録金	1,500円/人・年	1月	〃	1,500円/人・年	0円
4. 選手登録金	3,000円/人・年	3月一斉登録 新規登録時・通年	〃	2,500円/人・年	500円/人
	2,000円/人・年 継続登録	翌年1月登録 小学部新規・通年	〃	1,500円/人・年	500円/人

3-9

項目	金額	納入時期	納入先	納入額	支部還元金
5. 役員登録金		1月	〃	1,500円/人・年	0円
6. 審判員登録金		1月	〃	1,500円/人・年	0円
7. 大会参加金	春季 25,000円	支部予選抽選会		0円	25,000円
	選手権 25,000円	〃		0円	25,000円
	関西秋季 25,000円	〃	関西ブロック	7,500円/チーム	17,500円
	オールスター大会 0円		〃	5,000円/チーム	0円
	さわやか大会 15,000円	支部予選抽選会	〃	5,000円/チーム	10,000円
	3リーグ大会 リーグ負担金30,000円 チーム負担金20,000円	毎年3月	大会会計	30,000円	0円
		抽選会時	〃	20,000円	0円
8. ボーイズリーグ ニュース代金	220円/部	毎月末	連盟	220円/部	0円
9. 支部会費	20,000円/月・チーム	毎月末	支部		
10. ブロック会費	中学部1,500円/月・チーム 小学部1,000円/月・チーム	毎月末	関西ブロック	1,500円/月・チーム 1,000円/月・チーム	0円
11. 報知新聞広告 ※年度変動有り	新春広告 10,000円/チーム	毎年1月末	指定 金融機関へ	10,000円/チーム	0円
	さわやか大会広告 10,000円/チーム		報知新聞社	10,000円/チーム	0円

(支部会計の仕組み)

- 第30条 1. 支部会計は、予算・決算・日常出納とも会計理事が担当し、役員会が助言する。
 2. 予算は10月支部理事会に提出し承認を得るものとする。
 3. 決算は、監査の承認を得て、翌年1月の支部理事会において承認を得るものとする。
 4. 予算にない出費については、役員会の承認を必要とする。
 5. 支払いについては、原則として領収書を必要とし領収書の貰えないものに関しては、理由書を会計理事に提出する。
 6. 支払いの請求は、下記書類を会計理事に提出する。
 1) 一般の購入品等の支払い請求は、支払い申請書を提出する。
 2) 交通費の支払い請求は、交通費申請書を提出する。
 ※自家用車で出張の場合 通行料を現金支払いの場合、領収書を添付する
 〃 通行料をETC利用の場合、ETC利用証明書を添付する(免除)
 〃 駐車場代は、領収書を添付する。
 3) 宿泊費の支払い請求は、宿泊費申請書を提出する。
 ※宿泊費・食事代・懇親会費は領収書を添付する。
 (夕食・朝食代が宿泊費に入っている場合は宿泊費で可)
 4) 旅費の請求詳細は、第13章 出張旅費規定参照

第7章 登録（指導者ライセンス制度含む）

（選手・チーム指導者・支部役員・支部審判員）

第31条 1. 選手登録

- 1) 入部に関する地域割を設けない。（選手は、入部するチームを自由に選択できる。）
- 2) 傷害保険加入は、スポーツ安全協会の保険に加入し、チームで管理する。
(登録時代表は、保険加入有無を確認し加入後登録をする。)
- 3) 選手登録は連盟ホームページ登録申請システムより登録する。
- 4) 申請書を支部登録担当者（支部会計）に提出し承認を得て連盟へ提出する。
- 5) 写真の大きさは、運転免許証と同じ縦3cm×横2.4cmで無帽
- 6) 選手登録期間は、4月から翌年3月末日まで。但し、中学3年生は翌年3月に自動抹消
- 7) 選手の退部または移籍については、連盟ホームページ登録申請システムにより所定の手続きを行う。
また、移籍届は支部登録担当者を経由し、連盟へ提出する。（特別な事象を除く。）

2. チーム指導者登録

- 1) 指導者登録は連盟ホームページ登録申請システムより登録する。
- 2) 提出書類は、チーム指導者届出書、登録証交付申請書（個人別）
※登録証交付申請書には誓約押印と写真1枚貼り付ける。
- 3) 申請書を支部登録担当者（支部会計）に提出し承認を得て連盟へ提出する。
- 4) 写真の大きさは、運転免許証と同じ縦3cm×横2.4cmで無帽
- 5) 指導者登録期間は1月から12月31日まで。

3. 支部役員登録

- 1) 支部役員登録は連盟ホームページ登録申請システムより登録する。
- 2) 提出書類は、支部役員名報告書、登録証交付申請書（個人別）
※登録証交付申請書には誓約押印と写真1枚貼り付ける。
- 3) 申請書を支部登録担当者（支部会計）に提出し承認を得て連盟へ提出する。
- 4) 写真の大きさは、運転免許証と同じ縦3cm×横2.4cmで無帽
- 5) 支部役員登録期間は1月から12月31日まで。

4. 支部審判員登録

- 1) 支部審判員登録は連盟ホームページ登録申請システムより登録する。
- 2) 提出書類は、支部審判員名報告書、登録証交付申請書（個人別）
※登録証交付申請書には誓約押印と写真1枚貼り付ける。
- 3) 申請書を支部登録担当者（支部会計）に提出し承認を得て連盟へ提出する。
- 4) 写真の大きさは、運転免許証と同じ縦3cm×横2.4cmで無帽
- 5) 支部役員登録期間は1月から12月31日まで。

5. 選手審査証・指導者登録証・支部役員登録証・支部審判員登録証

- 1) 選手審査証および登録証の発行は、指導者ライセンス制度に則り、申請書類連盟受付完了にて登録証の発行が許可されプリントアウトが可能となる。
※必ず登録証データは保存すること。（一度開くと二度と開くことは出来ない。）

6. 指導者ライセンス制度

- 1) 指導者・役員・支部審判（B L-2以上）の登録については、連盟の指導者ライセンス制度（運用・細則）に準拠する。
- 2) 指導者ライセンスが発生した時点において、第7章第31条第2項から第4項の該当する手続きを行い、指導者ライセンスが不要となった時点においては、連盟ホームページ登録申請システムより抹消手続きを行った後、支部ライセンス委員長及び支部登録担当者（支部会計）に報告の義務を負う。

（類似団体加盟の禁止）

第32条 1. ボーイズリーグは、品位を保持し、純粹性を堅持して、少年野球の理想を貫くため、加盟チームが類似団体に加盟することを禁止する。

2. 前項の規定は公益財団法人および支部の役員・加盟チームの代表・監督・コーチ、マネージャー・選手全員にも適用する。

3. 他団体の判定には、理事会の議決による。

第8章 加盟希望チーム審査要項

（審査手続き）

第33条 1. 加盟希望チームは連盟本部または所属支部長に加盟申請を提出する。 (加盟申請書は：連盟ホームページ申請書類一覧内No.12の加盟申請調査申請書をダウンロードする)

2. 連盟本部に加盟申請があった場合には、ただちに書類の写しを、所属支部長に送付する。

3. 加盟申請を受け取った支部長は、ただちに加盟申請書の原本をブロック長に送付する。

4. 新規加盟審査要項
 - 1) **代表** チームを代表し、全責任を持つ人で連盟行事・支部理事会・支部行事に出席出来る人でなければならない。社会教育活動・P T A活動など奉仕活動の経験者が望ましい。また地域で人望があり指導者として適格者であること。
 - 2) **監督** 成人男子で定職を持ち、青少年の育成に情熱を持ち、保護者より尊敬される人でなければならない。
 - 3) **コーチ** 協調性があり、監督の指示に従い選手の指導に当たる。
 - 4) **選手** 選手名簿を提出し11名以上ある事を確認する。11名に満たない場合は仮承認とする場合がある。仮承認の期間は6ヶ月とする。
 - 5) **チーム結成の経緯** 既存チームの特定個人の影響下にないこと。また、問題を起こした指導者はかかわらない。
5. 支部長は、新規加盟申請書を受け取ってから3ヶ月以内に審査を完了し、書類をブロック長に送付すること。
※加盟希望チームの申請を否認する場合は、当該チームに通知する前にその理由をブロック長に連絡し、了解を得ること。審査が3ヶ月以上遅延する場合はブロック長に通知しブロック長の決定に従うこと。
6. 新規チームのチーム名には、「必ず地域名」と「ボイズ」を入れること。
7. 1年内に支部審判員2名を推薦出来る体制を作ること。

第9章 支部予選運営

(実施大会)

第34条 本支部は、以下の支部予選大会を行う。

1. 2月下旬～3月上旬 春季全国大会支部予選
2. 5月下旬～6月上旬 関西さわやか大会支部予選
3. 6月下旬～7月上旬 全国選手権大会支部予選
4. 9月下旬～10月上旬 関西秋季大会支部予選

(支部予選運営)

第35条 1. 各支部予選を運営するため次の体制を確保する。

- 1) 球場総括責任者 支部担当連盟理事及び支部長を除く支部役員が担当する。
トラブル発生時には審判団及び理事と協議して判断を下す。
 - 2) 球場運営責任者 支部役員が担う。支部理事（チーム代表含む）及びチーム副代表は放送、記録、接待、スコアボード、整備等を総括する。
 - 3) 責任審判 支部審判が担当し、審判の手配及び球場総括責任者と協力して大会運営に取り組む。
 - 4) 審査担当者 支部理事およびチーム代表、副代表。
 - 5) グラウンド整備 試合の終わった両チームの選手にて次の試合の整備を行う。
 - 6) ボールボーイ 該当試合のチームで担当する。
 - 7) 運営担当チーム 放送、記録、接待、スコアボード、最初の整備等。
記録は必ずスコアブックに記入し、各種報告書（試合結果、投球数、入力等）の確認を球場責任者他支部役員立会で行う。
2. 試合結果の連盟本部及び新聞社への報告は、支部理事会にて担当者を決する。
 3. 運営担当チームについては、過去の実績を参考にして役員会で検討し、代表者会において決定する。2日目以降は役員会で決定し、勝ち残りチームに依頼する。（原則当該試合チームで運営）
 4. 各理事（代表含む）は大会期間中、全行事終了まで参加協力すること。

(準備等)

第36条 1. 使用球場については役員会で検討し、支部理事会に於いて決定する。

2. 審査表記録用紙等は各チームで準備。
3. 経費は、支部会計で負担または補助する。
4. 弁当は原則として支部役員・支部理事・支部審判員とし、球場ごとに必要数を球場責任者が手配する。

※支部理事への弁当は、最終日までは支給しない。但し、理事の出席を支部が要請した場合に限り弁当を支給する。

5. 経費は試合日の第1試合1塁側チームが試合当日の全額を立替て、支部に必要額を請求する。
※支部は事前に当日経費の予算書を作成し、第1試合1塁側チーム関係者に提出する。

(抽選会)

第37条 1. 大会1週間前に抽選会を行う。代表および選手（1～2名）出席の上抽選する。

※出席する選手の服装はユニホームを着用のこと。

第10章 本大会運営

(本大会運営)

- 第38条 1. 関西さわやか大会・全国選手権大会・関西秋季大会他連盟及びブロック主催行事の運営は役員会で検討し、代表者会にて決定する。
担当チームは過去の実績を参考にして役員会で検討し、代表者会にて決定する。
2. 必要人員 球場総括責任者 1名 副支部長、支部理事又は連盟による特命者。
- | | | |
|--------|----|------------------------|
| 審査担当者 | 数名 | 理事 |
| 記録 | 数名 | 理事 |
| 整備 | 数名 | 理事、各チームにて担当 |
| ボールボーイ | 数名 | 各チーム選手にて担当：1試合6名（外野含む） |
| 放送 | 数名 | 各チームにて担当 |
| スコアボード | 数名 | 各チームにて担当 |
| 給仕・飲料 | 数名 | 各チームにて担当 |
- ※大会及び運営の規模・内容により増員することがある。
3. 球場責任者は日時、球場の場所及び球場の状態・試合球・審査用紙・記録用紙・スコアボードの種類等を確認し、必要人員数を把握すること。

第11章 和歌山大会運営

(運営)

- 第39条 1. この支部の最重要事業の一つとして、和歌山県少年硬式野球協会と協力し、和歌山大会を実施する。
2. 実施時期は8月とし役員会で検討し理事会で決定し連盟の承認を受ける。
3. 所属各チームは、主催チームであるという自覚を持ち、大会全期間にわたって協力する義務を負う。尚、大会最終日の担当チームは年毎の輪番制とし、次年度の担当チーム代表は当年度の球場副責任者となる。
4. 詳細については和歌山県少年硬式野球協会を主とした実行委員会で協議し、役員会および代表者会に於いて検討し決定する。
5. 大会の事務担当は、和歌山県少年硬式野球協会長を主管し、各支部委員長が分担するものとする。人員の増員は支部理事会にて選出する。
6. 大会の会計担当は、支部会計が担当し監査は支部監査が担当する。

第12章 共 濟

(共済運営)

- 第40条 支部の共済は次の通りとし、共済事由が発生したときは、チーム代表者、副代表者またはチーム役員が支部役員に連絡する。

死 亡					
項目	適用範囲	香典	供花	弔電・供花	入院見舞
連盟本部関係	本人、配偶者、父母	¥10,000	生花1基	支部長名	
支部理事（代表除）	本人、配偶者、父母	¥5,000	生花数基	支部長・担当理事名	¥5,000
所属チーム代表	本人、配偶者、父母	¥5,000	生花数基	支部長・担当理事名	¥5,000
所属チーム副代表	本人、配偶者、父母	¥5,000		支部長名	¥5,000
支部審判	本人、配偶者、父母	¥5,000		支部長名	
所属チーム監督	本人、配偶者、父母	¥5,000	生花数基	支部長・担当理事名	¥5,000
所属チームコーチ	本人、配偶者、父母	¥5,000		支部長名	
所属チーム選手	本人	¥10,000	生花1基	支部長名	
所属チーム選手	父母			支部長名	

※上記に該当しない事由が生じた場合は役員会にて決定する。

第13章 出張手当等

(交通費)

- 第41条 1. 支部構成員（支部担当連盟理事を除く支部理事・指導者・支部審判員）が支部および連盟の行事により県外出張するときは、下記により諸手当を支給できる。ただし、支部会計の状況により、規約通りに支給できない場合もあり得る。
2. 支部理事（チームに所属していない理事およびチームと同行していない理事）が支部行事で県内出張するときは、下記により諸手当を支給できる。ただし、支部会計の状況により、規約通りに支給出来ない場合もあり得る。
3. 我々の活動はボランティアであり、出張費等はあくまで交通費及び宿泊費への一部援助とする。同じく日当的な考えは適用しない。
4. 連盟または関西ブロックから別に交通費が支給された場合は、支部規約に基づく費用より差し引き支給する。但し、関西ブロックの支給について明示すること。

5. 交通費・宿泊費の精算は事後精算とする。
6. 交通費を請求する場合、交通費申請書を支部会計に提出する。
※電車運賃・バス運賃・タクシー運賃・有料道路通行料・有料駐車場利用料・燃料費補助
7. 宿泊費を請求する場合、宿泊費申請書を支部会計に提出する。
※宿泊費・懇親会費
8. 宿泊費は実費を支給する。但し、支給上限を **9千円** とし、これを超える場合は自己負担とする。
また、連盟より指定された宿泊施設に宿泊した場合に限り、宿泊費実費(領収書要)を支給する。
9. 削除
10. 食事代は認めない。
但し、宿泊費に含まれる食事代は返金を要しない。
11. 主催者による懇親会が催しされ、会費(領収書要)を請求された場合実費を支給する。
12. 本条の適用外とする出張。
 - 1) 所属および出身チーム各大会および練習試合に伴う出張。
 13. ガソリン代金の高騰により 20円/キロメートルの補助をする。
但し、片道25km(往復50km)を総走行距離より差し引いた距離に対して補助をする。
支部審判部は片道50km(往復100km)を総走行距離より差し引いた距離に対して補助をする。
 14. 自家用車による出張時、駐車場を利用した場合は実費を支給する。
 15. 複数の人が1台の自動車に乗車した場合は、複数の人全てではなく該当者のみに支給する。
 16. 諸手当の支給には、指定書面による請求を必要とする。
 17. 申請書面には次の領収書・証明書を添付すること。
 - 1) 通行料申請用 ETC 利用の場合・・・ETC 利用証明書(免除)
 - 2) 通行料申請用現金の場合・・・領収書
 - 3) 駐車場領収書
 - 4) タクシー乗車領収書
 - 5) その他領収書(含む: レシート)
 18. 各申請書における領収書の紛失については支給を認めない。但し、特別な理由等による場合は顛末書(様式不問)、個人の失念については始末書(様式不問)を提出し、支部長に認められた事案のみ支給する。

第14章 連盟への通知

(連盟への通知義務)

- 第42条 支部長は、以下の項目を支部代表者会での承認後、速やかに連盟本部事務局およびブロック長に通知、届け出る義務を負う。
1. 連盟事務局宛
 - 1) チーム登録申請書
 - 2) チーム指導者届出書
 - 3) チーム指導者登録証交付申請書
 - 4) 選手登録申請書
 - 5) 支部役員名報告書
 - 6) 支部役員登録証交付申請書
 - 7) 支部審判名報告書
 - 8) 支部審判員登録証交付申請書
 - 9) その他書類
 2. 関西ブロック長あて
 - 1) 地区大会参加回数報告書
 - 2) 地区大会承認願
 - 3) 支部内行事報告書
 - 4) 支部内行事予定表
 - 5) 支部収支決算書
 - 6) 支部収支予算書
 - 7) その他報告書

第15章 賞 罰

(表彰)

- 第43条 支部長は、当支部の目的達成に顕著な功績のあった者に対して、代表者会の承認を得て、表彰することが出来る。
1. 以下の事象について、表彰をしようとする場合はチーム代表から支部長あてに表彰申請書を提出するものとし、表彰状をもって表彰とする。
 - ・支部栄誉賞：卒団後を含む、成果及び善行等特に優れたもの
 - ・支部奨励賞：全国大会3位以内

- ・支部善行賞：善行一般
 - ・支部功労賞：卒団後を含む功労
 - ・支部特別賞：その他支部長が特別に認めるもの

但し、自治体及び他団体から同等の表彰を授与された場合は、支部役員会において協議し支部表彰の可否を決定する。

(徵罰)

- 第44条 (追加)
1. チーム代表（含む副代表）及び指導者（監督・コーチ）が本規約に違反し、または代表及び指導者として相応しないと認められた場合は、代表者会の承認を得て、支部長が該当チームに代表及び指導者の変更を勧告することが出来る。
2. 所属チームが以下の事由に該当する場合、支部長は代表者会の承認を得て、該当チームを懲罰することが出来る。
1) 連盟規約および支部規約に対して著しい違反があつた場合。
2) 連盟傘下のチームおよび社会に対して著しい損害または迷惑を掛けた場合。
3) 連盟および支部の体面を著しく汚した場合。
4) 選手登録に関して違反があつた場合。

(懲罰期間)

- 第45条 懲罰内容および期間は連盟が決定する。但し、連盟から支部に付託された案件については、支部会議で協議し、支部長が決定するもの

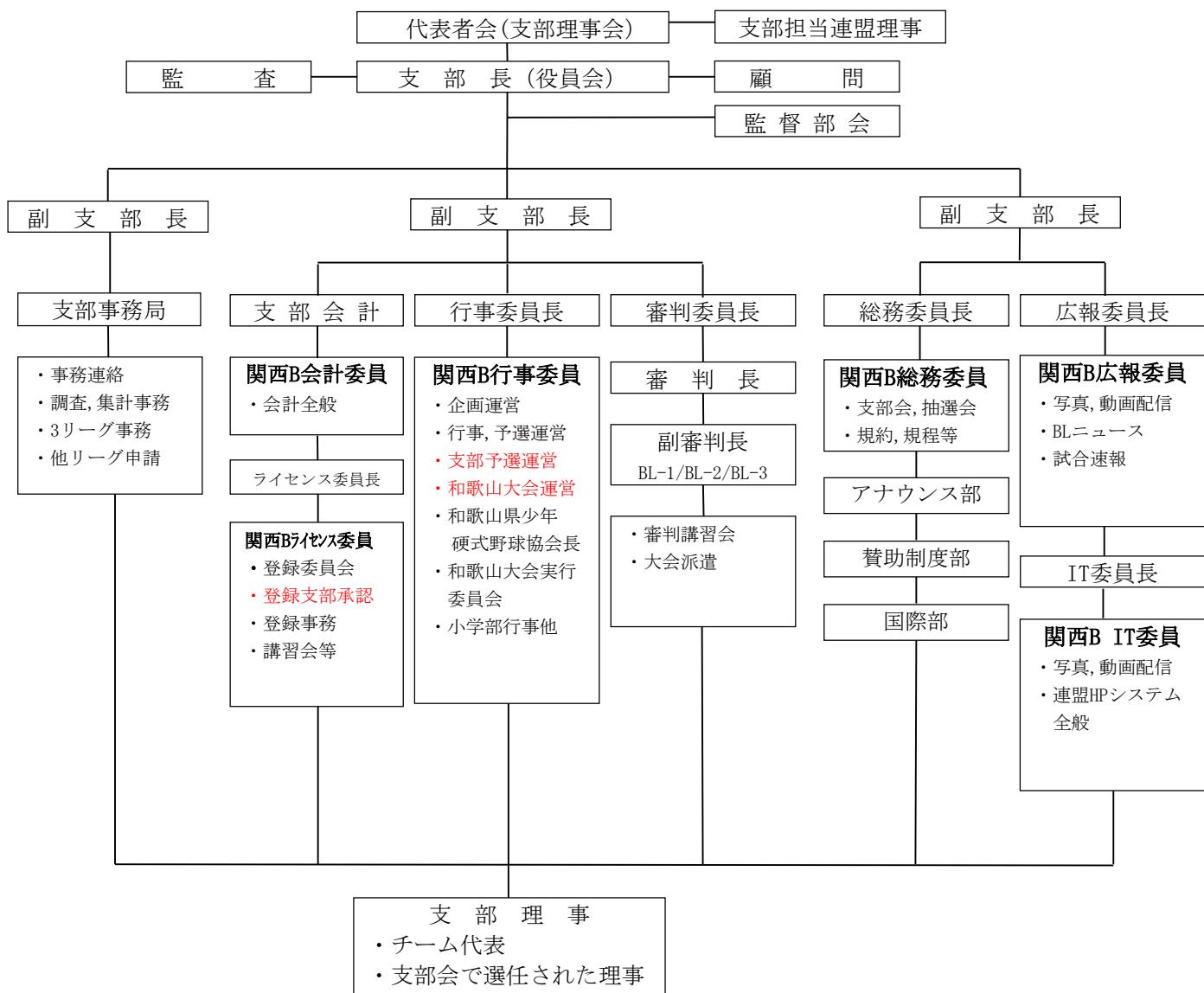
字云

- 第4.6条 支部長は4.4条および4.5条による決定について速やかに連盟に報告するものとする。

第16章 組織図

(組織図)

- 第47条 本支部の組織図は、次に示すものとする。



附 則

1. 本規約は、昭和47年7月13日より制定施行する。
2. 本規約は、昭和55年2月2日より改正施行する。
3. 本規約は、1997年1月1日より改正施行する。
4. 本規約は、1999年1月1日より改正施行する。
5. 本規約は、2000年1月1日より改正施行する。
6. 本規約は、2000年11月1日より改正施行する。
7. 本規約は、2001年6月16日より改正施行する。
8. 本規約は、2002年10月1日より改正施行する。
9. 本規約は、2007年4月1日より改正施行する。
10. 本規約は、2013年12月1日より改正施行する。
11. 本規約は、2015年3月15日より改正施行する。
12. 本規約は、2015年5月1日より改正施行する。
13. 本規約は、2015年7月1日より改正施行する。・・・交通費燃料費補助金改定
14. 本規約は、2016年2月10日より改正施行する。・・・支部携帯利用料削除
15. 本規約は、2019年2月23日より改正施行する。・・・3リーグチーム負担金、ブロック会費改定
16. 本規約は、2019年8月24日より改正施行する。・・・監督部会設置、茶菓子(1球場2千円/日)
E T C利用証明書(免除)
17. 本規約は、2021年4月1日より改正施行する。・・・役員の改定、役員の任期追加、委員会種類変更
出張手当等の変更、賞罰期間の追加、組織図の改
正
18. 本規約は、2021年10月1日より改正施行する。・・・その他の支部理事(チーム代表以外)増員
19. 本規約は、2022年11月1日より改正施行する。・・・支部予選運営、出張手当等、役員服装等改定
20. 本規約は、2023年2月1日より改正施行する。・・・支部会費改定
21. 本規約は、2024年1月1日より改正施行する。・・・登録費等負担金改定、ライセンス委員会発足
21. 本規約は、2024年9月1日より改正施行する。・・・支部予選参加費の増額(ナイター費等予備)
22. 本規約は、2024年11月1日より改正施行する。・・・指導者ライセンス制度追加、本大会運営行事他
追加、和歌山大会運営事務分担追加、総務委員
に賛助制度、アナウンス部を編入、広報委員に
試合速報を編入、行事委員に和歌山県少年硬式
野球協会長、和歌山大会実行委員会、小学部行
事他を編入
23. 本規約は、2024年12月1日より改正施行する。・・・表彰内容追加
24. 本規約は、2025年1月1日より改正施行する。・・・組織図変更(連盟・関西Bに近似)
25. 本規約は、2025年3月1日より改正施行する。・・・第40条弔電・供花で担当理事名を削除、理事名
を追加(支部内理事名で弔電・供花)、供花数の
変更
26. 本規約は、2026年1月1日より改正施行する。・・・組織図変更(分担変更)、宿泊費改定

別記 各委員会・各部の業務

※赤字は支部主催大会及び和歌山大会主分担

※青字は 2026 年 1 月 1 日から移行

(関連各部の業務分担)

別記1 連盟の必要な一般業務を処理するため支部代表者会（以下、支部会）とは別に次の各部を設置し、理事が分担してその業務にあたる。各部には支部長が任命し、支部会で承認された委員長、副委員長を置くことができる。原則として、副代表以上の役職及び経験者が担当する。

- 1 副支部長は各部を統括し、分担は支部事務局担当、会計・行事・審判・ライセンス担当、総務・広報・IT・アナウンス・贊助・国際担当の 3 担当とする。担当副支部長は複数名担当する場合がある。

(各部の業務)

別記2 前条で設置する各部の分担業務は次のとおりとする。

1. 支部事務局

- ① 支部会、各種委員会等の議事録作成
- ② マスコミ各社、日本野球連盟、高等学校野球連盟への対応（広報委員と協議）
- ③ 関係書類の全ての管理
- ④ 支部の業務に関する連絡、報告
- ⑤ **グランド確保に関する業務（行事委員と協議）**
- ⑥ 3 リーグ等他リーグ交流戦に関する業務（行事委員と協議）
- ⑦ 支部ホームページの制作・策定・管理業務
- ⑧ 支部ホームページの更新に関わる情報提供
- ⑨ 情報共有の管理業務
- ⑩ ボーイズリーグニュースに係る一切の業務
- ⑪ その他、事務処理に関する一切の業務
- ⑫ **行政庁への書類提出など一切の業務**

2. 総務委員会

- ① 支部会に関する一切の業務
- ② 各委員会に関する一切の業務
- ③ 各部会に関する一切の業務
- ④ 規定類の作成および改訂
- ⑤ 加盟団体規約
- ⑥ 支部規約
- ⑦ 支部規程
- ⑧ 新規加盟チームの審査要項
- ⑨ チーム旗基準規定
- ⑩ 事務処理規程
- ⑪ 組織図の作成および改訂
- ⑫ 支部の手引
- ⑬ 新規加盟チームの審査、承認についての集約および書類保管
- ⑭ 支部総会資料のチェックおよび保管
- ⑮ 広報に関する業務（広報委員と協議）
- ⑯ IT に関する業務（IT 委員と協議）
- ⑰ 情報、記録に関する業務
- ⑱ 指導者の手引き徹底指導（行事委員、ライセンス委員と協議）
- ⑲ **和歌山大会に関する一切の業務（参加チームの対応含む）**
- ⑳ 関連各委員会及び各部会との協議・調整
- ㉑ 各部に属さない業務

3. アナウンス部会

- ① アナウンス講習会に関する一切の業務
- ② 支部主催大会のアナウンスに関する一切の業務

4. 国際部

- ① 世界大会および国際交流試合の運営協力
- ③ 上記大会の予算案および決算案作成（支部会計と協議）
- ④ 国際親善に関する一切の業務

5. 賛助制度部

- ① 賛助会に関する一切の業務

6. 支部会計

- ① 年度予算書
- ② 年度決算書
- ③ 支部総会資料のうち決算書および予算のチェック
- ④ 連盟主催大会、支部主催大会、主たる行事等の会計報告チェック
- ⑤ 会計処理規程
- ⑥ 会計伝票類のチェック（事務局と連携）
- ⑦ 公印取扱い規程
- ⑧ 公印管理
- ⑨ **支部指定業者連絡、契約書作成**
- ⑩ 日本野球連盟の加盟団体普及および振興補助費交付申請
- ⑪ 会計伝票処理に関する業務
- ⑫ 出納管理
- ⑬ **物品管理、用品管理、発送、仕入れ、在庫管理**
- ⑭ 負担金規約

7. 行事委員会

- ① **支部主催大会のうち全国大会及び関西ブロック支部予選（春季大会、3リーグ選手、関西さわやか大会、選手権大会、関西秋季大会、小学部含む）および支部主催行事 の企画立案**
- ② **和歌山大会実行委員会に関する業務**
- ③ **和歌山県少年硬式野球協会長の兼任**
- ④ 支部主催大会の規定および試合規約の作成、改訂
- ⑤ **支部ホームページを活用しての大会トーナメント表の提供**
- ⑥ **大会審査要項**
- ⑦ **特別規定**
- ⑧ 交流大会の運営総括（事務局と協議）
- ⑨ 交流大会の運営
- ⑩ 支部の年間事業計画、事業報告の集約及び書類保管（事務局と連携）
- ⑪ **審判に関する業務総括（審判委員と協議）**
- ⑫ 支部主催大会の年間予算および決算書についての集約および書類保管（事務局、支部会計と連携）
- ⑬ **ルールの確認、検証（総務委員会並びに審判委員会と協議）**
- ⑭ 全国大会運営計画書作成
- ⑮ 全国大会運営に関する一切の業務
- ⑯ **和歌山大会に関する一切の会計**
- ⑰ **全国大会運営予算書および決算書の作成**

8. ライセンス委員会

- ① 規則、規定違反に関する事項
- ② チームの運営および休部チームの指導(支部長と協議)
- ③ 指導者ライセンス委員会に関する業務総括
- ④ 苦情処理(支部長と協議)
- ⑤ 指導者ライセンス習得講習会の企画、運営
- ⑥ 指導者ライセンス証の交付(支部長及び支部会計と協議)
- ⑦ 指導者ライセンスの停止、失効の提言
- ⑧ スポーツ障害に関する調査及び予防対策
- ⑨ チームおよび選手登録数の管理(支部会計と協議)
- ⑩ 指導者登録、管理(支部会計と協議)
- ⑪ [登録時の支部承認](#)

9. 審判委員会

- ① 審判講習会及び認定事務
- ② 連盟審判員会議
- ③ 支部審判登録者名簿の作成
- ④ **全国大会、支部予選及び地区大会の審判員要請および配置(審判長と協議)**
- ⑤ 審判規定の作成
- ⑥ 審判員の手引き徹底指導
- ⑦ 審判員の遵守事項徹底指導

10. 広報委員会

- ① 支部内外全ての広報活動に係る業務
- ② **大会速報の実施と各媒体への結果配信**
- ③ **広報に係る各マスコミへの対応**
- ④ **連盟・ロック・支部記念誌、PR誌、和歌山大会冊子等の作成、発行**
- ⑤ LIVE配信活動業務(IT委員と協議)

11. IT委員会

- ① 情報通信に係る一切の業務
- ② **各大会登録及び大会速報に関するシステムの問合せ**
- ③ LIVE配信の管理業務(広報委員と協議)
- ④ アプリ等でのシステムの問合せ

(委員会・プロジェクトチームの設置)

別記3 行事委員会以外の各委員会に関しても必要と認められる時は、支部会の承認を経て部会またはプロジェクトチームを設置することができる。

(関連各部、各委員会の副支部長)

別記4 支部長は支部会の承認を経て、副支部長を各委員会および各部会またはプロジェクトチームに所属させ、その業務を分担させることができる。

(招集)

別記5 各部会を開催するときは委員長が招集する。但し、委員長が欠けたとき、もしくは緊急の必要があるときは、副委員長が招集することができる。

2. 必要あるときは、支部長を出席させることができる。